

○事業区分別補助率等

(R8年度)

事業区分		種別	補助率			適用区分	採択基準等		
			国	県	計				
林道	開設	県営	道交農山交	—	50%	50%	100%	森林基幹道等	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000ha以上(奥地広域等500ha以上) ・開設効果指数1.2以上 ・全体計画延長7km以上(奥地広域等は5km以上) ・着工後10年以内に利用区域面積の10%以上の森林整備を計画
					団体会営	森林環境道交農山交	過疎・振山	50%	
		5%	55%	上記以外					
		その他	45%	15%		60%	森林整備道(特農・離島地域)		
			5%	50%		森林整備道(特農・離島以外)			
		5%	50%	上記以外(特農・離島地域)					
	1%	46%	”(特農・離島以外)						
	整備事業	県営	農山交	幹線	50%	50%	100%	森林基幹道等	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう改良、局部改良、雪害防止、ずい道改良、幅員拡張、のり面保全、交通安全施設、舗装 ・1箇所(山村強靱化)の事業費：900万円以上(山村強靱化の局部改良、法面保全200万円以上) ・局部改良、ずい道改良及び幅員拡張等は開設後5年以上経過(法面保全は1年以上) ・点検診断の結果等に基づく橋梁の架替え・トンネルの改築等 ・林道の開設や改良と一体的に行う農道の改良で本体林道の事業費未滿かつ3千万円未滿 ・利用区域等 【幹線】500ha以上(過疎,振山200ha以上) (効率的施業区域50ha以上(過疎、振山30ha以上)) 改良効果指数1.2以上 【その他】500ha以上(過疎,振山200ha以上) 改良効果指数1.2以上 【山村強靱化】 50ha以上(過疎,振山30ha以上) 地域防災計画登載、公道・農道に2か所以上接道補助率50%
					50%	5%	55%	中山間地域	
		団体会営	森林環境道交農山交	幹線	50%	1%	51%	上記以外	
					30%	5%	35%	中山間地域	
		30%	1%	31%	上記以外				
30%		5%	35%	中山間地域					
1%	31%	上記以外							
舗装	県営	森林環境農山交	幹線	50%	50%	100%	森林基幹道等	<ul style="list-style-type: none"> ・日交通量60台以上又は急勾配、急カーブ箇所等 ・舗装に要する総事業費2,400万円以上 ・利用区域 【幹線】500ha以上(過疎,振山地域200ha以上) 【その他】30ha以上,500ha未滿(過疎,振山地域200ha未滿) ・山村強靱化 総事業費3,000万円以上 地域防災計画への登載 	
				50%	5%	55%	中山間地域		
	団体会営	森林環境道交農山交	幹線	50%	1%	51%	上記以外		
				1/3	5%	23/60	中山間地域		
	1/3	1%	103/300	上記以外					
	1%	103/300	上記以外						

1 団体会営における県負担率は、農林水産業統合補助金
 2 「森林整備道」とは、着工後10年以内に利用区域面積の20%以上の森林整備を実施する林道
 3 「中山間地域」とは、過疎、振山、離島、特農のいずれかの地域
 4 上記にかかわらず岡山市及び倉敷市については、新規事業に係る県補助率は1%
 ※農林水産業統合補助金(林道整備促進事業)補助率
 森林整備道の開設 5% (中山間地域は15%) (10年以内に20%以上の森林整備を実施)
 その他 1% (中山間地域は5%)
 上記にかかわらず岡山市及び倉敷市は . 1%

○事業区分別補助率等

(R8年度)

事業区分				種 別	補 助 率			適用区分	採 択 基 準 等
					国	県	計		
林道整備事業	点検診断	団体営	道交 農山交	50%	5%	11/20	中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> 林道台帳に登載された林道で、老朽化等により機能が低下した施設(橋梁、トンネル及びその他重要な施設)の点検診断 健全性や耐震性に係る個別施設計画の作成 点検診断については地域森林計画への記載を要しない 	
					1%	51/100	上記以外		
	老朽化対策 保全整備	団体営	森林環境 (老朽化対策) 道交・農山交 (保全整備)	50%	5%	11/20	健全度Ⅲ又はⅣ (中山間地域)	<ul style="list-style-type: none"> 点検診断の結果等に基づく補強及び修繕等(ただし、林道改良の対象とならないものに限る) 事業費40万円以上(老朽化対策) 1箇所(中山間地域)の事業費40万円以上900万円未満(保全整備) 林野庁インフラ長寿命化計画に係る個別施設計画による 	
					1%	51/100	(上記以外)		
	機能回復	団体営	森林環境	50%	5%	11/20	中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> 機能回復は効率的施設区域内の、橋りょう、ずい道、排水施設、路面等の機能の回復で、事業費40万円以上 	
					1%	51/100	上記以外		
施設集約化	団体営	森林環境	30%	5%	35%	中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> 「施設集約化計画」に基づく、林道における施設の集約化に伴うずい道、橋りょう等の林道施設の撤去 個別施設計画に基づき実施 林道施設の機能の集約化を目的とした「林業生産基盤整備道整備」又は「林業専用道整備」を併せて実施 		
				1%	31%	上記以外			
廃棄物処理促進対策 P C B	団体営	森林環境	50%	5%	11/20	中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> 昭和41年から昭和49年までの期間にPCBを含む塗料による塗装が行われたおそれがある林道施設のPCBの濃度分析調査及び、濃度分析調査に必要な塗膜の剥離(これに伴う当該剥離箇所の再塗装を含む。)及び当該剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置 PCBを含む塗料による塗装が行われた林道施設のPCBの処理等に伴う林道施設全体の塗膜の剥離(これに伴う当該施設の再塗装を含む。)及び剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置及び、剥離した塗膜の処分(処理施設までの運搬を含む。) ～8年度 		
				1%	51/100	上記以外			
災害復旧	団体営	奥地	65%～	—	65%～	<ul style="list-style-type: none"> 被災原因が日雨量80mm以上などの異常気象等 全幅員1.8m、延長500m以上 利用区域面積30ha以上(奥地は500ha以上) 利用区域蓄積1,390㎡以上、利用伐期齢以上蓄積550㎡以上 1箇所の工事の費用が40万円以上 			
		その他	50%～	—	50%～				
小規模林道整備	開設	過疎・振山	—	50%	50%	<ul style="list-style-type: none"> 利用区域10ha以上 			
		その他	—	45%	45%				
	改良	幹線	—	50%	50%	<ul style="list-style-type: none"> 開設 全体計画200m以上、単年度100万円以上 改良 単年度30万円以上 (改良・環境整備) 【幹線】利用区域500ha以上(過疎、振山地域200ha以上) 【その他】利用区域500ha未満(過疎、振山地域200ha未満) 			
		その他	—	30%	30%				
	舗装	幹線	—	50%	50%	<ul style="list-style-type: none"> 舗装 単年度100万円以上 【幹線】利用区域500ha以上(過疎、振山地域200ha以上) 【その他】利用区域500ha未満(過疎、振山地域200ha未満) 			
		その他	—	1/3	1/3				
補修			—	100%	100%	<ul style="list-style-type: none"> 補修 単年度30万円以上 ・森林基幹道の補修、関連工事 			